

事務連絡
令和8年4月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和8年6月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和8年3月5日保医発0305第2号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 173 点
- ロ 小白歯・前歯 108 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 58 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ 標準型 17 点
- ロ 自動練和型 36 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

- イ 標準型 10 点
- ロ 自動練和型 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料 IV

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ 標準型 17 点
- ロ 自動練和型 36 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

- イ 標準型 10 点
- ロ 自動練和型 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料 IV 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系	
イ 単純なもの	12 点
ロ 複雑なもの	31 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	
a 単純なもの	7 点
b 複雑なもの	18 点
ロ 自動練和型	
a 単純なもの	8 点
b 複雑なもの	21 点
2 歯科充填用材料 II	
(1) 複合レジン系	
イ 単純なもの	4 点
ロ 複雑なもの	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	
a 単純なもの	3 点
b 複雑なもの	8 点
ロ 自動練和型	
a 単純なもの	6 点
b 複雑なもの	17 点
M010 金属歯冠修復 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) インレー	
複雑なもの	2,690 点
(2) 4 分の 3 冠	3,361 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	691 点
b 複雑なもの	1,277 点
ロ 5 分の 4 冠	1,607 点
ハ 全部金属冠	2,023 点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	470 点
b 複雑なもの	935 点
ロ 4 分の 3 冠	1,155 点
ハ 5 分の 4 冠	1,155 点
ニ 全部金属冠	1,448 点
3 銀合金	
(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	51 点

b 複雑なもの	89 点
ロ 5分の4冠	116 点
ハ 全部金属冠	142 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	32 点
b 複雑なもの	66 点
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	82 点
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	82 点
ニ 全部金属冠	104 点
M010-2 チタン冠（1歯につき）	50 点
M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	1,155 点
(2) 小臼歯	1,155 点
(3) 大臼歯	1,607 点
2 銀合金	
(1) 前歯	82 点
(2) 小臼歯	82 点
(3) 大臼歯	116 点
M010-4 根面被覆（1歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ 大臼歯	691 点
ロ 小臼歯・前歯	470 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	51 点
ロ 小臼歯・前歯	32 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	12 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	7 点
ロ 自動練和型	8 点
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,803 点
2 銀合金を用いた場合	230 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1歯につき）	50 点
M015 非金属歯冠修復（1歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	31 点
(2) 複雑なもの	43 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 328点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 169点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 142点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 273点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 169点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 142点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 273点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 2,328点

ロ 小臼歯 1,754点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 108点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 1,399点

ロ 小臼歯 1,754点

ハ 大臼歯 2,328点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 138点

ロ 小臼歯 138点

ハ 大臼歯 138点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,068点

M017-3 チタンブリッジ（1装置につき）

161点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

- | | |
|----------------|-----|
| 1 局部義歯（1床につき） | |
| (1) 1歯から4歯まで | 2点 |
| (2) 5歯から8歯まで | 3点 |
| (3) 9歯から11歯まで | 5点 |
| (4) 12歯から14歯まで | 7点 |
| 2 総義歯（1顎につき） | 10点 |

M018-2 3次元プリント有床義歯

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき） | 6点 |
| 2 3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき） | 203点 |

M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

- | | |
|-------------------|-----|
| 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） | 35点 |
|-------------------|-----|

M020 鑄造鉤（1個につき）

- | | |
|---------------------|--------|
| 1 14カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 3,528点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 2,870点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | 2,870点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 2,204点 |
| ハ 前歯（切歯） | 1,697点 |
| 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 1,862点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 1,456点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | 1,278点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 1,111点 |
| ハ 前歯（切歯） | 1,031点 |
| 3 鑄造用コバルトクロム合金 | 6点 |

M021 線鉤（1個につき）

- | | |
|----------------|--------|
| 1 不銹鋼及び特殊鋼 | 5点 |
| 2 14カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | 1,650点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | 1,275点 |

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

- | | |
|--|------|
| 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | 515点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 556点 |
| (3) 大白歯 | 639点 |
| 2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |

(1) 前歯	27 点
(2) 犬歯・小白歯	27 点
(3) 大白歯	27 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大白歯	1,277 点
ロ 小白歯・前歯	935 点
(2) 銀合金	
イ 大白歯	89 点
ロ 小白歯・前歯	66 点
(キーパー)	
1 個につき	233 点
M023 バー（1 個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2,984 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	19 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	30 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和8年3月5日保医発 0305 第2号）の一部改定について）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>173 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>108 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,690 点</u> (2) 4分の3冠 <u>3,361 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>691 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>139 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>86 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,562 点</u> (2) 4分の3冠 <u>3,201 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>574 点</u>

b 複雑なもの	<u>1,277 点</u>	b 複雑なもの	<u>1,062 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>1,607 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>1,337 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>2,023 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,682 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>470 点</u>	a 単純なもの	<u>391 点</u>
b 複雑なもの	<u>935 点</u>	b 複雑なもの	<u>778 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>1,155 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>961 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>1,155 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>961 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>1,448 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>1,204 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>51 点</u>	a 単純なもの	<u>36 点</u>
b 複雑なもの	<u>89 点</u>	b 複雑なもの	<u>62 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>116 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>80 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>142 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>99 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>32 点</u>	a 単純なもの	<u>22 点</u>
b 複雑なもの	<u>66 点</u>	b 複雑なもの	<u>46 点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>82 点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>57 点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>82 点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>57 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>104 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>72 点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>1,155 点</u>	(1) 前歯	<u>961 点</u>
(2) 小臼歯	<u>1,155 点</u>	(2) 小臼歯	<u>961 点</u>
(3) 大臼歯	<u>1,607 点</u>	(3) 大臼歯	<u>1,337 点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>82 点</u>	(1) 前歯	<u>57 点</u>
(2) 小臼歯	<u>82 点</u>	(2) 小臼歯	<u>57 点</u>
(3) 大臼歯	<u>116 点</u>	(3) 大臼歯	<u>80 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>691 点</u>	イ 大臼歯	<u>574 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>470 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>391 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>51 点</u>	イ 大臼歯	<u>36 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>32 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>22 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,803 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,500 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>230 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>159 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>2,328 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,936 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,754 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,459 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>108 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>76 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>1,399 点</u>	イ 前歯	<u>1,164 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,754 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,459 点</u>
ハ 大臼歯	<u>2,328 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,936 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	

イ 前歯	<u>138 点</u>	イ 前歯	<u>97 点</u>
ロ 小臼歯	<u>138 点</u>	ロ 小臼歯	<u>97 点</u>
ハ 大臼歯	<u>138 点</u>	ハ 大臼歯	<u>97 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>3,528 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>3,055 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,870 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,486 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>2,870 点</u>	イ 大臼歯	<u>2,486 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,204 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,909 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>1,697 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>1,470 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,862 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,548 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,456 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,211 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,278 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,063 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,111 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>924 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>1,031 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>857 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>1,650 点</u>	(1) 双子鉤	<u>1,438 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,275 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,111 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	<u>515 点</u>	(1) 前歯	<u>429 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>556 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>462 点</u>
(3) 大白歯	<u>639 点</u>	(3) 大白歯	<u>531 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,277 点</u>	イ 大白歯	<u>1,062 点</u>
ロ 小白歯・前歯	<u>935 点</u>	ロ 小白歯・前歯	<u>778 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>89 点</u>	イ 大白歯	<u>62 点</u>
ロ 小白歯・前歯	<u>66 点</u>	ロ 小白歯・前歯	<u>46 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,984 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,482 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	